

## 平成30年 第9回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成30年9月3日（月）午後1時40分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 議案事項		
	<p>議案第1号</p> <p style="padding-left: 20px;">農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(新規)の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について</p> <p>議案第2号</p> <p style="padding-left: 20px;">農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について</p> <p style="padding-left: 40px;">1 農地法第3条の3の規定による届</p> <p style="padding-left: 40px;">2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届</p> <p>報告第1号</p> <p style="padding-left: 20px;">開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p> <p>報告第2号</p> <p style="padding-left: 20px;">農地転用後の事業計画変更について</p>		
	日程第3 その他		
出席委員	7名	※ 番号は議席番号	
	1番	齊藤 孝一	2番
		佐藤 進蔵	
	3番	園田 喜久男	4番
		恒松 直之	
	5番	星野 賢一	6番
		久保 賢一	
	7番	浜川 和久	
出席職員	事務局長	宮森 久住	補佐 吉田 悠子
		主任	木元 佳子

	午後1時45分 開会
局長	<p>それでは、只今より平成30年第9回別府市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席委員数は7名で、委員定数7名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>
会長	先月31日に別府パストラルで農業者年金加入推進特別研修会が開催され、大分県農業会議の疋田会長より、農業者年金加入推進優秀賞を受賞いたしましたので、皆さんにご報告いたします。
事務局	<p>8月31日金曜日10時30分より別府パストラルにて農業者年金基金加入推進特別研修会に恒松会長と原委員、事務局で出席いたしました。</p> <p>研修内容は農業者年金が世界一の年金システムでありますので、是非勧誘して頂きたいという内容でございました。又、加入推進優秀賞の副賞は、選べるギフトでございましたが、事務局の急須が壊れていましたので、副賞で頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、そういうことで副賞は事務局の急須にいたします。</p> <p>さて、平成30年7月豪雨の後、台風が次々に発生いたしております。</p> <p>被災地の皆様には大変申し訳ないのですが、今のところ、幸い別府には大きな被害もなく日々が過ぎております。</p> <p>今も21号が接近し、来月まで予断を許さない状況ではございますが、明日からの鹿児島県さつま町の先進地視察では、天候に恵まれることを期待いたしております。</p> <p>それから9月18日（火）に東部地区セミナーが姫島村で開催されますが、姫</p>

島村で昼食を取ってセミナーに参加したいと思います。

詳細は、後ほど事務局よりご説明いたします。

さて、先月、皆さんにお話した「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」ですが、互助会より 1 人 1,000 円を 1 口として支出させていただきました。

それから伊藤繁幸農地利用最適化推進委員の辞職に伴い、市報 8 月号とホームページで先月の 30 日まで、公募いたしましたが、1 名の団体推薦がありました。

今後、別府市農業委員会委員候補者評価委員会の意見を受け、農業委員会総会において、人事案件に伴う上程議案として、皆さんの同意が得られれば、農業委員会より委嘱の運びとなります。

それとさつま芋の弦上げの件ですが、今月 8 日（土）17 時より行いたいと思いますので、ご参加よろしくお願いいいたします。

また皆さんの都合がつかなければ 11 日（火）17 時より行いたいと思います。

これに関連する事業として、北部地区公民館事業の利用により、10 月 27 日（土）に亀川・上人両小学校の親子先着 20 組を募集し、皆さんで植えたさつま芋の芋掘体験イベントを開催いたしたいと考えておりますので、全委員のご参加をお願いいいたします。

また、来月は、総会に引き続き、定期検討会、推進会議を開催いたします。

稲刈り等でお忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

議 長

それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでありますので、5 番星野委員、6 番久保委員を指名いたします。

よろしくお願いいいたします。

本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第 1 号「農業経営基

盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（新規）の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画の意見について」が 1 件、議案第 2 号農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてで、「農地法第 3 条の 3 の規定による届」が 1 件、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」が 13 件、「取消し願」が 1 件、報告第 1 号「開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について」が 1 件、最後に、報告第 2 号「農地転用届後の事業計画変更について」が 1 件、それからその他となっております。

それでは、議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（新規）の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画の意見について」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

座って説明させていただきます。

議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（新規）の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画の意見について  
番号 1（新規）

土地所有者の住所氏名、別府市大字東山二区△組 ○○○○

利用権を受ける者、大分市舞鶴町 1 丁目 4 番 15 号 公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 ○○○○

借受人は 別府市大字東山△番地△ ○○○○

区分 農用地区域です。

利用権を設定する土地、大字東山字平原△番△ 田（田）△㎡ 外△筆、計△㎡、場所は東山△区です。

賃借権は 10 a 当たり△円、借受後の経営は水稻として

機構借受期間、借受人への貸付期間は、2018 年 11 月 1 日から 2028 年 10 月 31 日までの 10 年間です。

選定理由は、公募に応募している者とマッチングした結果、条件等が適合したため。

	以上です。
会 長	ただ今、事務局の説明が終わりました。 議案第 1 号について、何かご意見はございませんか。
各委員	意見なし
議 長	別に意見もないようですので、議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（新規）の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画の意見について」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第 2 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてのうち、1 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届」、2 の「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」及び「取消し願」について、事務局より一括説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 2 号は農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届 番号 1 番 申請人 大分市公園通り△丁目△番地 ○○○○ 土地の区分は、市街化区域です。 届出の土地は、大字鉄輪字滝ヶ下△番△ 田（雑種地）△㎡ 権利の取得日は平成 30 年 7 月 9 日、事由は相続により所有権を取得しました。あっせん希望はありません。 届出の日は、平成 30 年 7 月 30 日です。 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届 番号 1 番 貸付人 別府市大字野田△番地 ○○○○、職業 公務員 借受人 別府市大字内竈△番地 ○○○○、職業 公務員 土地の区分は、市街化区域 届出の土地は、大字野田字下田△番 田（畑）△㎡

場所は通称、野田△組、〇〇から北西へ△m付近です。

施設の概要は、自己住宅用地として木造2階建て△m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成30年7月26日です。

#### 番号2番

譲渡人 別府市大字北石垣△番地 〇〇〇〇、職業 無職

譲受人 兵庫県尼崎市南武庫之荘△丁目△番△号 〇〇〇〇、職業 看護師

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字田口△番△田(宅地)△m<sup>2</sup>

場所は通称、新別府△組 〇〇から南東へ△m付近です。

施設の概要は、自己住宅用地として現状のまま△m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成30年7月27日です。

#### 番号3番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 無職

譲受人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 会社員

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字年ノ神△番△田(畑)△m<sup>2</sup>

場所は通称、北中△組 〇〇から西へ△m付近です。

施設の概要は、家庭菜園用地として現状のまま△m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成30年7月30日です。

#### 番号4番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 無職

譲受人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 美容師

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字田口△番 田（雑種地）△m<sup>2</sup>

場所は通称、新別府△組 ○○から南へ△m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として現状のまま（砂利敷き）△m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 8 月 2 日です。

#### 番号 5 番

譲渡人 長野県北安曇郡小谷村大字千国乙△番地 ○○○○、職業 無職

譲受人 別府市大字南立石△番地 ○○○○、職業 介護福祉士

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字南立石字尾曲△番 畑（雑種地）△m<sup>2</sup>

場所は通称、南立石生目町△組 ○○から西へ△m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として簡易整地 △m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 8 月 2 日です。

#### 番号 6 番

譲渡人 別府市上原町△番△号 ○○○○、職業 無職

譲受人 別府市大字北石垣△番地（有）○○○○（代）○○○○ 職業  
中古車販売業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字別府字一ノ出△番 田（雑種地）△m<sup>2</sup>

場所は通称、上原町△番 一の出橋から北西へ△m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き △m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 8 月 2 日です。

番号7番

譲渡人 別府市上原町△番△号 〇〇〇〇、職業 無職

譲受人 大分市都町二丁目△番△号 (株)〇〇〇〇(代)〇〇〇〇、職業  
飲食店業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字一ノ出△番 田(雑種地)△m<sup>2</sup>

場所は通称、上原町△番 一の出橋から北西へ△m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き△m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、  
専決年月日は、平成30年8月2日です。

番号8番

譲渡人 別府市上原町△番△号 〇〇〇〇、職業 無職

譲受人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業 会社役員

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字別府字一ノ出△番 田(雑種地)△m<sup>2</sup>

場所は通称、上原町△番 一の出橋から北西へ△m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き△m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、  
専決年月日は、平成30年8月2日です。

番号9番

譲渡人 大分市東大道△丁目△番△号 〇〇〇〇、職業 無職

譲受人 別府市大字亀川△番地 〇〇〇〇、職業 会社員

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字亀川字油田△番 田(宅地)△m<sup>2</sup>

場所は通称、亀川四の湯町△区△組 〇〇から北西へ△m付近です。

施設の概要は、貸家用地として現況のまま(2棟の内、1棟を取り壊して、  
1棟のみ使用)△m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成30年8月6日です。



番号 10 番

譲渡人 別府市亀川四の湯町△番△号 ○○○○、職業 主婦

譲受人 大分市大字駄原△番地 (株)○○○○(代)○○○○、職業 不動産業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、亀川四の湯町△番 田 (雑種地) △㎡

場所は通称、亀川四の湯町△番 ○○から北へ△m付近です。

施設の概要は、専用住宅用地として木造 2 階建て△㎡、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 8 月 10 日です。

番号 11 番

譲渡人 別府市亀川四の湯町△番△号 ○○○○、職業 主婦

譲受人 大分市大字駄原△番地 (株)○○○○(代)○○○○、職業 不動産業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、亀川四の湯町△番 田 (雑種地) △㎡

場所は通称、亀川四の湯町△番 ○○から北へ△m付近です。

施設の概要は、分譲住宅用地として約 60 坪を 2 区画 (木造 2 階建て) △㎡、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 8 月 10 日です。

番号 12 番

譲渡人 別府市亀川四の湯町△番△号 ○○○○、職業 無職

譲受人 別府市楠町△番△号 ○○○○、職業 自営業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字南立石字地蔵ノ下△番 田 (雑種地) △㎡

場所は通称、生目町△組 ○○から西へ△m付近です。

施設の概要は、自己住宅用地として木造平屋 △㎡、転用の時期は届出受

理後、  
専決年月日は、平成 30 年 8 月 10 日です。

届出の取消し

譲渡人 速見郡日出町大字豊岡△番地 ○○○○、職業 主婦  
譲受人 別府市石垣西△丁目△番△号 (株)○○○○(代)○○○○、職業 不動産業  
土地の区分は、市街化区域  
届出の土地は、大字鶴見字荒巻△番 田 (雑種地) △m<sup>2</sup>  
場所は通称、馬場△組 ○○から南へ△m付近です。  
施設の概要は、宅地分譲用地として 6 区画 △m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、  
専決年月日は、平成 30 年 6 月 25 日、取消し年月日は、平成 30 年 8 月 10 日です。

番号 13 番

譲渡人 速見郡日出町大字豊岡△番地 ○○○○、職業 主婦  
譲受人 別府市幸町△番△号 (株)○○○○(代)○○○○、職業 不動産業  
土地の区分は、市街化区域  
届出の土地は、大字鶴見字荒巻△番 田 (雑種地) △m<sup>2</sup>  
場所は通称、鶴見町△番 ○○から東へ△m付近です。  
施設の概要は、宅地分譲用地として 6 区画 △m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、  
専決年月日は、平成 30 年 8 月 16 日です。  
以上です。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については報告事項でございますので、ご了承下さい。

次に報告第 1 号「開発行為事前協議申入れ等に対する協議結果の報告について

	て」事務局の説明を求めます。
事務局	<p>報告第1号 開発行為事前協議申し入に対する協議結果の報告について 番号1番</p> <p>申請者の住所・氏名 由布市湯布院町川上字上新町△番地 (株)○○○○ (代)○○○○</p> <p>開発区域の位置及び面積 原町△番地 外△筆 合計△㎡</p> <p>場所は原町○○の前になります。</p> <p>都市計画区域は市街化区域、市街化区域、商業地域</p> <p>開発目的 ホテルとして</p> <p>事務局の所見 申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。</p> <p>最後に、報告第2号「農地転用届後の事業計画変更について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地転用届後の事業計画変更について、平成29年5月2日付け別農委第1-0121号で農地法第5条の規定により受理通知書を受けた転用計画の期間変更について</p> <p>当初計画</p> <p>貸付人 別府市大字鉄輪△番地 ○○○○、職業 農業</p> <p>借受人 福岡県築上郡築上町大字上別府△番地 (株)○○○○(代)○○○○</p> <p>職業 会社役員</p> <p>土地の区分は、市街化区域</p> <p>届出の土地は、大字鉄輪字井手添△番 田 △㎡の内△㎡</p> <p>場所は通称、北鉄輪△ ○○から東へ△m付近です。</p> <p>施設の概要は、バイナリー発電の為のボーリング試掘調査用資材置き場、駐車用地として砂利敷き、△㎡の内△㎡</p>

	<p>転用の時期は、一時転用で期間は受理通知書受理後から平成 30 年 4 月まででした。</p> <p>専決年月日は、平成 29 年 4 月 21 日との届出でしたが、平成 30 年 7 月 27 日に一時転用の期間変更の届出があり、平成 32 年 4 月まで工事期間を延長するとの届出がございました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。</p> <p>次に、その他ですが、今回は特にございませぬので、以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。</p>
会 長	<p>それでは、これをもって散会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
午後 3 時 40 分	<p>上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。</p> <p>議 長 _____ 会 長 _____ 印</p> <p>署名委員 _____ 5 番 委 員 _____ 印</p> <p>署名委員 _____ 6 番 委 員 _____ 印</p>